

## 高山市告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

高山市長 田 中 明

### 記

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所

株式会社電算システム

岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地

2 指定をした日

令和8年4月1日

2 指定公金事務取扱者に委託する歳入

個人市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料、水道料金  
・下水道使用料

3 委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）